

少年自然の家管理規則の一部を改正する規則の制定について



令和 2 年 1 1 月 2 4 日
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
電話 : 0 4 3 - 2 2 3 - 4 1 6 8

令和 2 年 5 月に千葉県教育委員会が策定した県立青少年教育施設の再編構想に基づき、令和 2 年 9 月定例県議会において「教育機関設置条例の一部を改正する条例」が制定されました。これにより、現行の「少年自然の家」と「青年の家」が、令和 3 年 4 月 1 日から「青少年自然の家」に変更されるため、関連する管理規則についても所要の改正を行います。

1 改正概要

- 「少年自然の家管理規則」の一部を改正及び「青年の家管理規則」を廃止し、「青少年自然の家管理規則」とする。

2 改正内容

- 「少年自然の家管理規則」の一部を改正する。
 - ・ 題名を「青少年自然の家管理規則」とする。
 - ・ 「少年自然の家」を「青少年自然の家」に改める。
 - ・ 第四条を次のように改正する。

現 行	(利用者の範囲) 第四条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 義務教育諸学校の児童及び生徒 二 少年団体の構成員 三 少年教育指導者 四 その他指定管理者が特に認めた者 2 前項第一号又は第二号に該当する者は、十八歳以上の指導者の引率の下に利用しなければならない。
--------	---



改 正 案	(利用できる者の範囲) 第四条 青少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 青少年 二 青少年教育指導者 三 その他生涯学習に資する事業を行う団体に属する者等、指定管理者が特に認めた者 2 十八歳未満の者は、十八歳以上の者の引率の下に利用しなければならない。
-------------	--

- 「青年の家管理規則」を廃止する。

3 施行期日

- 令和 3 年 4 月 1 日